

のように特別保護地区を変更したので、同条第四項において読み替えて準用する同法第十五条第三項の規定により公示する。
指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

令和3年1月12日

環境大臣 小泉進次郎

一 特別保護地区の名称
出水・高尾野特別保護地区

二 区域
鹿児島県出水市の一帯（区域図省略）

三 存続期間
平成二十九年十一月一日から令和九年十月三十日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針

- (一) 特別保護地区の指定区分
集団渡来地の保護区
- (二) 特別保護地区の指定目的
当該区域は、鹿児島県の北西部の出水平野に位置し、高尾野川、野田川及び江内川の三本の河川が流れ込む八代海に面する、干拓地を中心とした田園地帯で、夏季は水稻、冬季は野菜等が栽培されている。

このような自然環境を反映して、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第四項に規定する国際希少野生動植物種であり、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九条第二項の規定により特別天然記念物に指定されているナベヅル、マナヅルが多く飛来している。近年、ナベヅルは全世界の総個体数の約九割に当たる約八千から一万羽、マナヅルは全世界の総個体数の約五割に当たる約二千から三千羽の渡來が確認されており、当該区域はツル類にとって国際的に重要な越冬地となっている。また、ツル類以外の渡り鳥も多く、鳥類は約百五十種が確認され、環境省レッドリストの絶滅危惧IB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧II類のツクシガモ等の希少種の渡來も確認されている。また、当該区域一帯は、人の暮らしに身近な田園地帯で、特に、当該区域周辺は県内有

軌跡が生じやすい。そのため、当該区域の一部において環境省ではツルの保護管理を図るために、生息地の保全整備するためにねぐら等の確保を目的とした土地の借り上げ、ツルの体力回復等を目的とした給餌等の保護管理を図るための取組を実施している。

このように、当該区域は、出水・高尾野鳥獣保護区の中でも特にツル類等の渡り鳥の保護を図る上で核心的な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、渡り鳥の渡来地の保護を図るものである。

（三）特別保護地区的管理方針

ア 集団渡来地の保護区として、ツル類を始め、多様な鳥類相を保護するため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視等による適切な管理に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。

ウ ツル類を含む鳥類生息状況のモニタリング調査、特別保護地区内の巡視、鳥インフルエンザサーベイランス等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境を把握し、関係地方公共団体、関係機関等と連携した適切な鳥類の保護管理に努める。

エ ツル類の一極集中・過密状態の解消に向けて、地域の合意に基づく給餌の調整を含めた分散化の取組を進めた上で、希少鳥獣保護計画の策定を目指す。

- 環境省告示第三号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する第二十八条第二項の規定に基づき、出水・高尾野鳥獣保護区の区域内に次

カ ツル類との持続的な共存を図るため、ツル類が越冬することにより地域社会がメリットを享受できる仕組みを、関係地方公団体、関係機関等とともに推進する。